

内閣府、総務省、財務省、  
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号  
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年  
総理府、大蔵省、文部省、  
厚生省、農林水産省、通商産業省、  
運輸省、郵政省、労働省、  
建設省）  
令第一号）第三条第四項

の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年三月文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の一部を次の  
内閣府、総務省、財務省、  
経済産業省、国土交通省、環境省

ように改正する。

令和元年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要		
		番号	項目名			
[略] 製造業	[略] [略] その他の革 なめし革 製品製造 業	[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]			
		[略]	[略]			
		2814	電子デバ イス製造 業		[略]	集積回路製造業
					[略]	
					[略]	
		2831	記録メデ イス製造 業		[略]	半導体メモリメデイ ア製造業
					[略]	
		2832	光デイスク・磁気デ イスク・磁気テー プ製造業		[略]	光デイスク・磁気デ イスク・磁気テー プ製造業
					[略]	
		2842	電子回路 製造業		[略]	電子回路実装基板製 造業
					[略]	
		3011	通信機械 器具・同 関連機械 器具製造 業		[略]	有線通信機械器具製 造業
[略]						
3012	携帯電話機・PHS 電話機製造 業	[略]	携帯電話機・PHS 電話機製造業			
		[略]				
3013	無線通信機械器具製 造業	[略]	無線通信機械器具製 造業			
		[略]				

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要		
		番号	項目名			
[略] 製造業	[略] [略] その他の革 なめし革 製品製造 業	[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]			
		[略]	[略]			
		[新設]	[新設]		[新設]	[新設]
					[新設]	
					[新設]	
		[新設]	[新設]		[新設]	[新設]
					[新設]	
		[新設]	[新設]		[新設]	[新設]
					[新設]	
		[新設]	[新設]		[新設]	[新設]
					[新設]	
		[新設]	[新設]		[新設]	[新設]
[新設]						
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]			
		[新設]				

電子計算機・同附属装置製造業	3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）					
3032	パーソナルコンピュータ製造業						
3033	外部記憶装置製造業						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
情報通信業	3711	地域電気通信業（有線放送電話業を除く）	[削除]	情報通信業	3711	地域電気通信業（有線放送電話業を除く）	[略]
	3712	長距離電気通信業	[削除]		3712	長距離電気通信業	
	3713	有線放送電話業	[削除]		[新設]	[新設]	ただし電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る
	3719	その他の固定電気通信業	[削除]		3719	その他の固定電気通信業	
移動電気通信業	3721	移動電気通信業	[削除]	移動電気通信業	3721	移動電気通信業	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
有線放送業	[略]	[略]	[略]	有線放送業	[略]	[略]	[略]
ソフトウェア業	3911	受託開発ソフトウェア業	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
	3912	組み込みソフトウェア業	[新設]		[新設]	[新設]	
	3913	パッケージソフトウェア業	[新設]		[新設]	[新設]	

	情報処理 ・提供サ ニビス業	3921	情報処理サービス業	
	インター ネット附 随サービ ス業	4011 4012	ポータルサイト・サ ーバ運営業 アプリケーション・ サービス・コンテ ンツ・プロバイダ	ただし 、電気通 信事業法 第九条の 登録を受 けるべき 電気通信 事業に限 る 【削除】
備考	【略】	4013	インターネット利用 サポーター業	【削除】 【略】

備考  
別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
【略】 製造業	【略】 【略】 電子デザ インス製 造業	【略】 【略】 【略】 【削除】	【略】 【略】 【略】 【削除】	【略】
	【略】 【削除】	【略】 【削除】	【略】 【削除】	

	【新設】	【新設】	【新設】	
	インター ネット附 随サービ ス業	4011 4012	ポータルサイト・サ ーバ運営業 アプリケーション・ サービス・コンテ ンツ・プロバイダ	ただし 、電気通 信事業法 第九条の 登録を受 けるべき 電気通信 事業 【略】
備考	【略】	4013	インターネット利用 サポーター業	【略】

備考  
別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
【略】 製造業	【略】 【略】 電子デザ インス製 造業	【略】 【略】 【略】 2814	【略】 【略】 【略】 集積回路製造業	【略】
	【略】 記録メデ ィア製造	【略】 【略】 2831	【略】 【略】 半導体メモ ィア製造業	



	[削除]	[削除]	[削除]	[削除]
	]	[削除]	[削除]	
	]	[削除]	[削除]	
	]	[削除]	[削除]	
[削除]	[削除]	[削除]	[削除]	[削除]
電気通信に付帯するサービス業	3731	電気通信に付帯するサービス業	[削除]	[削除]
ス業	[略]	[略]	[略]	
ソフトウェア業	[削除]	[削除]	[削除]	
	]	[削除]	[削除]	
	[略]	[略]	[略]	
情報処理・提供サービス業	[削除]	[削除]	[削除]	
	]	[略]	[略]	
インターネットサービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	[略]	ただし 電気通
随サービ	4012	アプリケーション・	[略]	信事業法

	3712	<u>長距離電気通信業</u>		<u>信事業法</u>
	3713	<u>有線放送電話業</u>		<u>第九条の</u>
	3719	<u>その他の固定電気通信業</u>		<u>登録を受</u>
	3721	<u>移動電気通信業</u>		<u>けるべき</u>
移動電気通信業	3731	電気通信に付帯するサービス業		<u>電気通信</u>
電気通信に付帯するサービス業	[略]	[略]		<u>事業を除</u>
ス業	3911	<u>受託開発ソフトウェア業</u>		<u>く</u>
ソフトウェア業	3912	<u>組込みソフトウェア業</u>		<u>ただし</u>
	3913	<u>パッケージソフトウェア業</u>		<u>電気通</u>
	[略]	[略]		<u>信事業法</u>
情報処理・提供サービス業	3921	<u>情報処理サービス業</u>		<u>第九条の</u>
	[略]	[略]		<u>登録を受</u>
インターネットサービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業		<u>けるべき</u>
随サービ	4012	アプリケーション・		<u>電気通信</u>
				<u>事業を除</u>
				<u>く</u>
				<u>ただし</u>
				<u>電気通</u>
				<u>信事業法</u>
				<u>第九条の</u>
				<u>登録を受</u>
				<u>けるべき</u>
				<u>電気通信</u>
				<u>事業を除</u>
				<u>く</u>
				<u>ただし</u>
				<u>電気通</u>
				<u>信事業法</u>

<p>ス業 [略] [略] [略]</p>	<p>サービス・コンテンツ ツ・プロバイダ ] [略] [略] [略]</p> <p>第九条の 登録を受 けるべき 電気通信 事業を除 く [削除] [略]</p>	<p>ス業 [略] [略] [略]</p> <p>サービス・コンテンツ ツ・プロバイダ ] [略] [略] [略]</p> <p>4013 [略] [略]</p> <p>インターネット利用 サブ [略] [略] [略]</p> <p>第九条の 登録を受 けるべき 電気通信 事業を除 く [略]</p>
備考 [略]		備考 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。



## 附 則

### (適用期日)

1 この告示は、令和元年八月一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第二及び別表第三の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行う対内直接投資等については、なお従前の例による。